

■カルチャーナイト 2018 展示パネル

1 建築素材からみた札幌の建物

1-1 軟石造の建物

「札幌の建物」といえば、まず最初にイメージされるのは「札幌軟石」を建材として使用した建物ではないでしょうか。「札幌軟石」とは、現在の南区石山から産出される凝灰岩の石材で、その大元は約4万年前に支笏湖を形成した大規模な火山活動による火砕流とされています。同じ石造建築でも、必ずしも札幌軟石だけが使われたわけではありません。南区からは「札幌硬石」だけでなく、「札幌硬石」も産出されました。硬石とは火成岩の一種でデイスサイトと呼ばれるもので、玄関や階段、窓枠、庇など建物の中でも軟石より硬さが必要とされる場所に用いられました。道内では、他にも「二侯硬石」（上磯町、現北斗市）や「登別中硬石」（登別市）などが産出されています。

明治40年（1907）、札幌は大火にあいました。その後、札幌区役所は火災に強い石造やレンガ造の建築を奨励し、それから札幌では石造やレンガ造の建物が増えました。このパネルでは、札幌の軟石造の代表的な建築を2つ取り上げ、ご紹介いたします。

① 旧札幌控訴院（現・札幌市資料館）大正15年（1926）～現存



司法省技師の設計・現場指揮により、大正15年（1926）竣工しました。建物は石材を積んだ組石造という構造ですが、外側に見える軟石と内部のレンガ積みとを組み合わせています。また階段周りや二階では鉄筋コンクリートを採用し屋根はスレート葺きなど、近代的な手法も用いて建築されました。外壁などを改修しながら、現在でも札幌市資料館として利用されています。

玄関上の彫刻・文字に使われた硬石



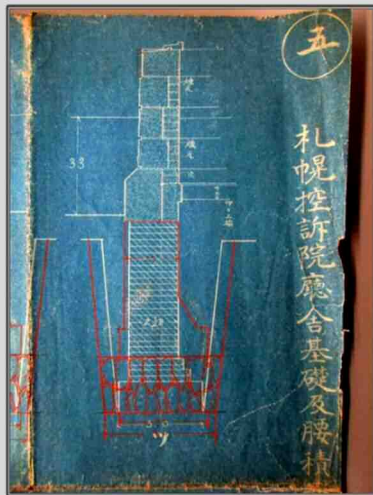
控訴院庁舎の外壁は軟石だけでなく、硬石も使われています。玄関上の「札幌控訴院」の文字部分には札幌硬石、女神や天秤のレリーフには二侯硬石が使われています。女神のレリーフや天秤などの正面彫刻・据付には10日間かかったことが当時の工事日誌から読み取れます。

控訴院本庁舎の石材・レンガ使用量概算

二股硬石	札幌軟石	札幌硬石	レンガ（焼通三等）
3,215.70 切	17,272.38 切	1.20 切	418,700 本
≈89.3 m ³	≈479.8 m ³	≈0.03 m ³	≈52756.2 m ³

※ 切(さい)：石材の単位、一尺×一尺×一尺=一切。

控訴院本庁舎の壁の構造断面図



控訴院本庁舎の壁の断面図です。基礎部分はレンガ積み、地上部分は外側に札幌軟石・内側にレンガを配置し、互い違いに組み合わせることで強度を増す工夫がされていました。軟石とレンガの間はモルタルで接着されました。なお、図の赤線は当初設計から仕様変更がなされたことを示しています。

控訴院は大通西13丁目、札幌郵便局は大通西2丁目北側と、大通公園のほぼ両端に位置していました。

② 札幌郵便局 明治43年（1910）～昭和37年（1962）



明治40年（1907）の大火でそれまでの札幌郵便局が消失した後、札幌区の奨励にない、逓信省技師の設計・伊藤組の施工により明治43年（1910）に軟石造で建て直されました。構造は木造の飯屋の骨組みを活かした木骨石造となっていました。昭和37年（1962）に解体されるまで、50年以上もの長い間札幌市民に親しまれた建物でした。

1 建築素材からみた札幌の建物

1-2 レンガ造の建物

札幌にはレンガ造の建物も多く残っています。レンガは軟石より小さく取り扱いが容易なこと、また現在の白石区内や江別市など近隣に良質のレンガを生産する複数の工場があったこともあり、酪農家のサイロから大きな官庁・工場まで、様々な建物で広く用いられました。レンガを主体とした建物でも、要所に軟石を配して装飾性や権威性を持たせたり、強度を高めたりといった工夫がなされることもありました。

レンガ造の建物は軟石造りのような重厚な建物よりも市民に親しみやすいという外見的印象もあり、明治から大正期にかけて多くのレンガ造の建物が造られました。大正12年(1923)の関東大震災をきっかけとして、大正末期頃までに石造・レンガ造の建物は建てられる数が減少していきます。

① 北海道庁旧本庁舎 明治21年(1888)～現存



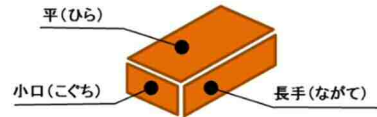
北海道庁技師の設計により明治21年に竣工したこの建物は、「赤レンガ」庁舎として市民に広く親しまれています。明治42年(1909)に、火災でレンガの壁を残して全焼しましたが、翌年の明治44年(1911)に復旧されました。さらに、初期に取り外された中央の塔屋も、昭和43年(1968)に復元改修され、建設当初の姿が再現されました。国の重要文化財に指定されていますが、内部は現在も公開・利用されています。

玄関横の柱を拡大すると・・・



まず長手が手前に来るように並べ、次の段には小口・長手・小口と交互に並べ、これを交互に繰り返す「フランス積み」という積み方で積まれています。柱の四隅などには札幌軟石が用いられています。

レンガの各部分の名前



② 旧豊水小学校大典記念文庫 大正5年(1916)～現存



大正天皇即位を記念して名づけられたこの建物は、建築当時は学校図書館の先駆けで、書庫として利用されていました。一時期は倉庫として使われていましたが、昭和62年(1987)に修復されました。

公文書館と同じ敷地内にありますので、公文書館にご来館の際には、ぜひお立ち寄り下さい。

旧豊水小学校校舎

公文書館入口

豊水まちづくりセンター入口

③ サッポロビール園 明治23年(1890)～現存



札幌製糖工場として建てられました。明治36年(1903)にサッポロビールが買収して、製麦工場として昭和40年まで利用されていました。その後現在のようなビアホール・博物館として親しまれています。

この後は、

権威性から見る札幌の建物については第2章で、

市民が集まる札幌の建物については第3章で、

それぞれ見た後、当館所蔵の特定重要公文書を用いて

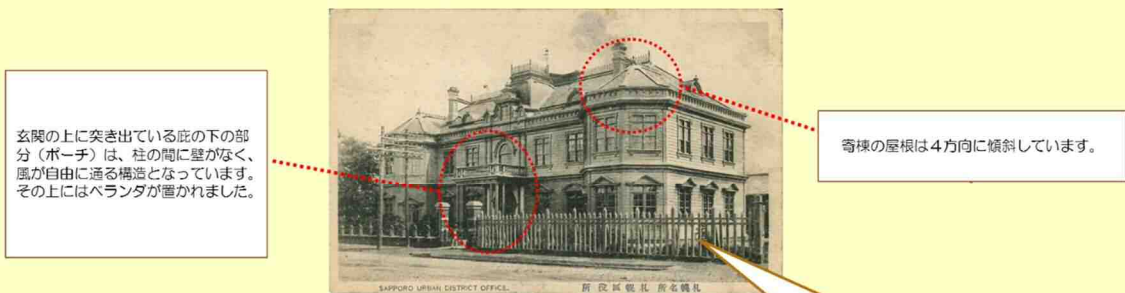
旧札幌控訴院(札幌市資料館)について第4章で詳しくご紹介します。

2 権威性が見える札幌の建物

明治2年(1869)の開拓使設置以降、官公庁の建物は数々造られました。開拓使建築の主要なもの、開拓使本庁舎、札幌農学校、豊平館などがよく知られています。開拓使建築はアメリカの建築技法を導入し、技師たちはその技法を消化・吸収しました。これによってさまざまな建物が造られ、洋風建築が普及しました。「権威性が見える建築」のパネルでは、第4章のパネルで取り上げる札幌控訴院の新築落成前後、明治末から昭和初めの札幌の建築をご紹介します。この時期には、官・民を問わず、堅牢で塔を持つ建築物がうまれています。一般的に塔やドーム、入口の形などは国の権威を示すものと考えられますが、この時期の札幌の建物には、今井呉服店や北海タイムス社屋のように、民間であってもこのような造りが見えました。ここで取り上げた建物は、現在は札幌市資料館として活用されている札幌控訴院などを除いて、ほとんど現存しておりません。今となっては写真帖や絵はがき、新聞記事でしか確認することができませんが、当時の札幌を代表する建物としてその中に姿を残しています。本章では写真や竣工当時の新聞記事などからその姿を振り返ります。前半では明治後半に造られた官の建物を取り上げます。後半では官・民両方の建物の姿から、官公庁の建物に限らない権威性の表れを見てみましょう。

2-1 札幌区役所(大通西2丁目)

札幌区役所は、明治41年(1908)8月に着工し、翌42年(1909)8月竣工、8月14日に落成移庁式を行いました。庁舎は木造2階建てで、西側正面中央には吹き出しポーチ、その上にオープンペランダを置き、左右に八角翼屋を張り出した構成をとっています。両翼の屋根は寄棟とし、中央にマンサード屋根(寄棟屋根で2段階に勾配がきつくなるもの)の角塔を飾りました。明治42年8月15日の北海タイムスには、「其の構造は徒に装飾を施さず専ら堅牢を旨とし左右に翼を張りて採光換気宜しきを得るに力め各室の配置には主として執務者と参庁者にとに便利を供せんが為め工夫を要したり」と書かれています。

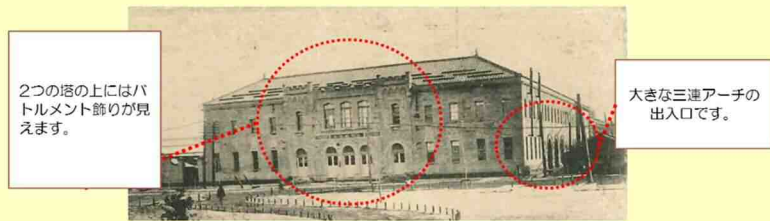


玄関の上に突き出ている庇の下の部分(ポーチ)は、柱の間に壁がなく、風が自由に通る構造となっています。その上にはペランダが置かれました。

寄棟の屋根は4方向に傾斜しています。

2-2 札幌郵便局(大通西2丁目)

明治43年(1910)11月25日に竣工した札幌郵便局は、札幌通信管理局と併用で新築され、明治31年(1898)竣工の札幌電話交換局に並置されました。正面中央入口は三連アーチとし、両脇に貼り付けたような塔を建てて、その頂部にはバトルメント(城塞壁頂の矢狭間)飾りをつけています。南側の大通に面した1階中央部の大きな三連アーチは、内部にとられた吹き抜けの郵便物仕分け室からの出入口です。その構造は木骨石造で、木造の骨組みの外側に石を積み、かすがいなどの金物でつないで一体化して石造のように見せかける、石造代替の簡易構造となっていました。



2つの塔の上にはバトルメント飾りが見えます。

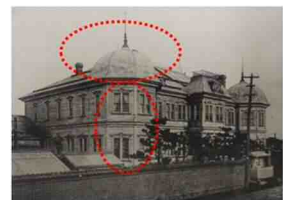
大きな三連アーチの出入口です。

明治43年12月10日の北海タイムスには「本日移庁式を挙ぐる札幌郵便局 遺道園頭の一仕観＝堅牢なるゴシック式石造」の見出しとともに、庁舎の構造や局の沿革が掲載されています。この記事の中では、「本庁舎は全く虚飾を避け質実堅牢を旨とし外観頗る簡素に見受くるも室内の配列採光通気共に宜しく殊に防火の設備として北東の二方に鉄製防火戸を用いたる」と紹介されています。また同日の別の記事では、「外面窓扉は鉄製防火戸を用い北側は防火壁を施し庁舎の前面及南面は広き空地もあれば火災の防御は十分と言はざるを得ない」と書かれ、防火に対する意識の高さが見てとれます。

なぜ防火設備について詳しく書かれているのでしょうか。実は明治43年に新築されるまでに、札幌郵便局はたびたび火災にあっています。新庁舎に移転する直前は、火災でほぼ全焼した庁舎に代わって建築した仮庁舎も明治40(1907)年5月の札幌大火で焼失し、やむなく元・札幌農学校演習場(現・時計台)を仮住まいとしていました。

札幌郵便局は昭和34年(1959)6月札幌中央郵便局と改称され、昭和36年(1961)北4条西6丁目の新庁舎に移転後、昭和37年(1962)解体されました。札幌電話交換局部分は愛知県大山市の明治村に明治31年建立当初の規模で復原され、「旧札幌電話交換局舎」の名称で国の重要文化財に指定されています。

明治35年に新築された函館区役所の建築スタイルが、札幌区役所にも反映されています。木造2階建てで、正面に中央及び両端部の翼屋を張り出しています。中央翼屋はマンサード屋根、端部翼屋は八角平面にドーム屋根をかけ、窓ベディメント(窓上部の三角形になっている部分)に変化をもたせることで、札幌区役所に比べ華やかな印象です。



『函館区史』(明治44年)より



札幌市公文書館では、札幌区役所の工事日誌と札幌郵便局の仕様書を所蔵しています。(ともに特定重要公文書)
左：札幌区役所庁舎新築工事日誌
右：札幌郵便局本館新築仕様書

2 権威性が見える札幌の建物

『温故写真帖』（明治42年）

大通西1丁目にあった豊平館

現・時計台

『温故写真帖』（明治44年）

左の2枚の写真は、それぞれ『温故写真帖』の明治42年版と44年版に掲載されているものです。上の写真は区役所から、下の写真は郵便局から札幌を撮影しています。区役所と郵便局はともに2階建ての建物ですが、当時の札幌を一望できる高さがありました。

2-3 札幌を彩った建物たち

明治末から大正、昭和初めに造られた建物は、それぞれの面積や階層は異なりますが、いずれも塔を持っていたり、細かな意匠を備えた建物でした。例えば大正5年(1916)11月9日の北海タイムスでは「北海道一の大建築 今井呉服店」の見出しで、3階建ての洋風建築について外観・内装の様子を詳しく記事にしています。民間の建物であっても、国の技師が設計していたり、元道庁技師が起こした工務店の技師が設計していたりするので、その技術が引き継がれたためにこのような建築となったのでしょうか。これらの建物は、当時の写真帖や絵はがきに掲載され、札幌を代表する名所として紹介されていました。



設計は大蔵省の矢橋賢吉の手によるものです。



設計は、当時札幌区役所に勤めていた遠藤喜三郎に依頼しました。煉瓦及び石材構造で、煉瓦の外側にはさらに白煉瓦が塗りつけられています。3階建てで、北海道で初めての貨物用エレベーターを設置しました。



木骨鉄網瓦張コンクリートの、地下室を持つ2階建ての建築でした。ドームを頂き、高い階段のある入口が見えます。

大正十年に焼失後



外部意匠には女神の首像や天秤と剣のシンボルマークが施されています。

大正後期には民間商業建築で鉄筋コンクリートが使われ始め、北海タイムス社屋もその一つでした。赤煉瓦張の外壁を角柱のように見せ、各階の腰壁や軒下には白タイルを貼っています。各角には塔を立ち上げ、入口部分の塔はより強調された形になっていました。

高い階段が権威性を感じさせます。



3 市民が集まる札幌の建物

公共の建物には人々が集まり行事や催し物を行うという役割もあります。明治初期から後期にかけて札幌には自由に人を集め集会を開くことができるような公の施設はありませんでした。お寺や劇場・映画館などに集まっていた市民たちの間にやがて「集会をするための建物」を求める声が高まっていきました。

札幌市では払い下げを受けた豊平館を公会堂として活用したことが公的な「市民が集うための建物」の始まりです。しかし、元ホテルとして建てられ豊平館は集会場としては規模が小さく、「公会堂」としての役割としては不足していると考えられました。

「公会堂」を持たないことは大都市としての権威や成熟度にかかわると考えられ、大正初期には北海道の首都たる札幌に相応しい「公会堂」の建築を求める声が上がりました。その結果、大正6年には大札記念事業として公会堂の建設が決定しました。

市民の強い要望で設置された公会堂への熱い思いは、現在でもKitara、つどいむ、札幌ドーム、市民ホール、そして平成30年（2018）10月にオープンする札幌市市民交流プラザ（hitaru）へと受け継がれています。

3-1 豊平館

豊平館は明治13年（1880）に西洋式ホテルとして建築されました。明治43年（1910）豊平館を整備のために貸下してもらえよう省内に請願し、翌年44年（1911）に市の貸下となり一部の部屋を除いて公会堂として利用されることとなりました。公会堂を開設する理由について、明治43年（1910）の新聞では札幌区には公会堂がないため不便であるとともに、自治体である区としての体面にかかわるとい理由をあげています。

当時札幌には人々が自由に人を集め集会を開くことができるような公の施設はありませんでした。そのため、人々はお寺や教会、学校や劇場などを利用して集会を開き演説会を行いました。札幌市民はこの公会堂の設置によってようやく各種集会やイベントが開催するための場所を得ることが出来ました。



北星タイムス 明治43年3月10日

公会堂のない不便さから開放されることへの期待が読み取れます

請書の一部



（後略）

『明治43年区会決議書』(2019-1264)

豊平館の貸下のための請書には貸下を受けられた場合は「公会堂」として使用することがはっきり書かれています



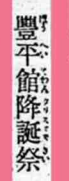
豊平館が公会堂になって開かれたさまざまなイベント



大正9年11月19日



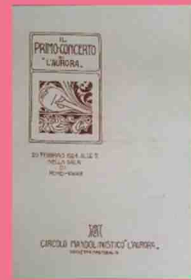
大正10年11月9日



大正12年12月27日



大正13年12月11日



演劇会のプログラム 大正12年

※記事はすべて北星タイムス



3-2 公会堂

大正3年（1914）になると新聞では、函館・小樽には公会堂があり、帯広・釧路の行啓記念会館をはじめ一町村小部落にも公会堂のないところは少ない、必ず町村民集会を開くための公の集会所を設けていると指摘します。さらに、豊平館は二、三百人を収容する程度で、公会堂は少なくとも三百ないし五百名がともに午餐出来るような広さが必要であるとしています。

大正6年（1917）に大札記念事業として札幌市は公会堂の建設を決定しました。しかし、設置場所や材料費の高騰などで予算の変更を重ね、大正15年に工事に着手しました。長らく議論された設置場所は大通西1丁目豊平館の北側となり豊平館と渡り廊下でつながる形となりました。

昭和2年（1927）に完成した公会堂は、第二次大戦中及び敗戦後には軍部や進駐軍に接収され、市民の集会の施設として活用できなかった時期もありました。昭和22年（1947）に再び市へ返還され、再び市民の為の場として活用されました。



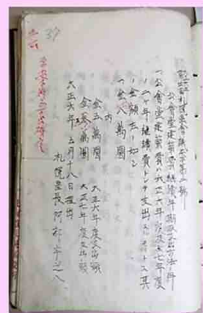
北星タイムス 大正6年2月21日



北星タイムス 大正7年11月28日

大正3年の新聞では、北海道の首都としての面目について触れ、新たに公会堂が必要であるという意見が載せられています

一番最初に議会へ提出された公会堂に関する議案

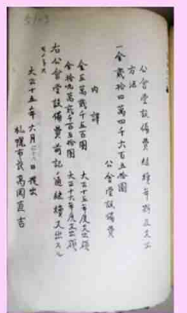


『大正6年 区会議決事項録』(2019-2582)

大正6年に初めて議案を提出されてから6度予算の変更があり、大正15年ようやく建築に着手できました。

当初10万円だった予算は最終的に24万4650円で建築されました。

建築開始直前の予算案



『大正15年 札幌市会書』(2019-1699)

3 市民が集まる札幌の建物

完成した公会堂



**札幌公会堂
完成受渡し済む**
「市民の文化活動の中心地」
「市民の文化活動の中心地」
「市民の文化活動の中心地」

北海タイムス 昭和2年1月26日

公会堂使用条例

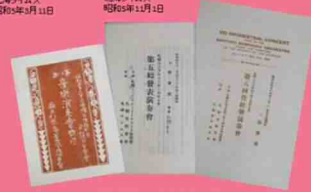
『札幌市公報』 第122号

札幌市の 祝賀會

昨日公會堂にて
北海タイムス 昭和5年3月11日

札幌音楽部 記念演奏會

今日公會堂にて
北海タイムス 昭和5年11月1日



公会堂で行われた催しのイラスト

3-3 札幌市民会館

公会堂建設当時人口15万人程だった札幌も昭和30年（1955）には40万人を超えており、公会堂は札幌にそぐわなくなっており、昭和29年（1954）の広報誌「さっぽろ」の中で現行の市民会館（公会堂）は手狭であり、何をするにも中途半端であり市民からの評判も良くないので立替をするべきであるという意見が述べられています。昭和31年（1956）に市民会館を改築し、新たな文化活動の総合センターを作ろうという運動が市民の間で活発となり「札幌市民会館改築促進会」が創立されました。会の発足を受けて、同年中には市民会館の全面改築が決まりました。昭和33年（1958）に完成した市民会館は会館当初から利用申し込みが殺到しました。著名アーティストのコンサート、合唱、吹奏楽など各種催しが開催されました。平成19年（2007）、老朽化のため取り壊しが決定します。49年もの長い間市民から愛され、札幌市民の文化活動の中心として大いに活躍しました。



**総合施策が文化の向上
市民生活の豊かさを進めよう**
「市民生活の豊かさを進めよう」
「市民生活の豊かさを進めよう」

さっぽろ第50号 昭和28年1月1日

昭和28年の広報誌の中に現状の市民会館では不十分であるという意見が見られます

全市的な運動へ
「市民生活の豊かさを進めよう」
「市民生活の豊かさを進めよう」

北海道新聞 昭和30年10月27日

「札幌市民会館改築促進会」が創立

市民会館の改築決る
「市民生活の豊かさを進めよう」
「市民生活の豊かさを進めよう」

北海道新聞 昭和31年7月21日

開館後の市民会館

市民会館
「市民生活の豊かさを進めよう」
「市民生活の豊かさを進めよう」

北海道新聞 昭和33年7月27日

開館を待ちわびた市民からの利用申込が殺到しました



市民会館で行われた催しのイラスト

**市民会館は大繁盛
契約でギンシリ**
「市民生活の豊かさを進めよう」
「市民生活の豊かさを進めよう」

北海道新聞 昭和34年4月8日

3-4 公会堂の精神が受け継がれた「人が集まる」建物たち

旧北海道厚生年金会館 (現ホテルさっぽろ芸術館)



昭和46年9月 オープン

教育文化会館



第2期工事完成で
昭和55年 大ホールがオープン

Kitara



平成9年7月 オープン

札幌市資料館



平成18年 資料館機能が移転

市民ホール



平成20年2月 オープン

市民交流プラザ



平成30年10月 オープン予定

札幌には現在多くのホールを持つ建築物があります。これらの施設は市民の集会場であるとともに、市民自らが芸術・文化をはくくむ施設、様々なイベントを楽しむ施設として利用されています。

4 旧札幌控訴院(札幌市資料館)

第1章では建築素材からみた札幌の建物について、さらに機能という側面から第2章で権威性が見える札幌の建物、第3章では市民が集まる札幌の建物を紹介してきました。

それらを踏まえて第4章では、札幌を代表する歴史的建築物である旧札幌控訴院(札幌市資料館)について取り上げます。旧札幌控訴院は札幌軟石を建材とした代表的な建築物です。元々は裁判所という国の権威を示す建物でありながら、現在は市民や観光客に広く親しまれる建物として、時代と共に建物の機能が変わってまいりました。今回は特に、当館で所蔵している特定重要公文書「旧札幌控訴院工事関係資料」のうち建築図面について、そこから読み取れることと、当館の専門員が行った資料整理について紹介します。

4-1 時代とともに機能が変化していく旧札幌控訴院(札幌市資料館)

現在札幌市資料館と呼ばれている建物は、もとの名称は札幌控訴院でした。大通公園の西端、大通西13丁目に位置しています。大正11年に着工し、大正15年8月に完成しました。外観は一見、札幌軟石の重厚な建築に見えますが、内側のレンガ造とかみ合わせた特殊な構造になっています。2階床と階段回りなどは鉄筋コンクリート造で、近代的手法が取り入れられています。

そもそも控訴院とは、大日本帝国憲法下の司法制度のもとで設置された裁判所であり、現在の高等裁判所にあたると考えられます。上位から順に、大審院・控訴院・地方裁判所・区裁判所と4階級に分かれていました。裁判所として建築された建物なので、札幌控訴院はまさに国の権威の象徴と言えます。ちなみに控訴院は全国8か所に設置されましたが、現存する建物は札幌と名古屋の2か所のみです。

その後札幌控訴院は札幌高等裁判所と名称を変え、裁判所機能が移って建物が市に移管されてからは札幌市資料館として活用されます。当時は公文書館の前身である文化資料室もありました。現在は、市民向けのミニギャラリーや展示室などを有する文化芸術施設として、多くの市民や観光客が訪れる観光スポットとなっています。また、平成26年に開催された札幌国際芸術祭では「札幌市資料館リノベーションアイデアコンペティション」も行われ話題となりました。

旧札幌控訴院(札幌市資料館)を知ろう

建物のようす



写真：現在の札幌控訴院。



完成して間もない札幌控訴院です。その姿は現在とほとんど変わりません。
(絵はがき「(全景)札幌控訴院新築落成記念、大正十五年九月十日」No.1086)

年月日	事項
明治20年代末	控訴院を札幌に移すか、増設するか議論おきる
1921(大正10)年4月7日	控訴院を札幌に移し、札幌控訴院とする件公布
1921(大正10)年5月29日	官舎工事着手
1921(大正10)年12月15日	控訴院移転。札幌控訴院(西13丁目の札幌地方裁判所の一部を仮庁舎に)
1922(大正11)年4月20日	起工(当初予定は大正10年中に竣工、3年計画で竣工だった)
1922(大正11)年7月12日	豊木子爵下行啓(仮庁舎院長室)
1924(大正13)年6月14日	札幌控訴院庁舎上棟式
1924(大正13)年12月	工事一時中止
1926(大正15)年8月31日	札幌控訴院落成
1926(大正15)年9月10日	札幌控訴院移庁式
1936(昭和11)年10月1日	昭和天皇、控訴院へ行幸

素材と構造 1章では壁の断面図を紹介しました。

旧札幌控訴院の構造

内側のレンガ造
+
札幌軟石による石造
+
2階床と階段回り等は
鉄筋コンクリート



写真：札幌市資料館南西角

控訴院はどういった機関か

大日本帝国憲法下の司法制度のもとで設置された裁判所



指定等



写真：正面入口に掲げられた登録プレート
貴重な文化財として平成9年に国登録有形文化財として北海道で初めて選定され、平成19年には札幌景観資産に認定されています。さらに、国の重要文化財指定を目指し、2018の3月8日に市の有形文化財に指定されました。



写真：正面門近くに設置された表示

★札幌控訴院～札幌高等裁判所時代★

司法機関である裁判所は、国(官)の権威を示すひとつの象徴的な存在と言えます。

★札幌市資料館～現在★

昭和48年の裁判所機能の移転に伴い建物が札幌市教育委員会に移管されてからは、市民にひらかれた文化芸術施設として愛され、年間を通して多くの観光客が訪れる人気のスポットとなっています。また、札幌市公文書館の前身である文化資料室は当時札幌市資料館の中にもありました。現在館内には、刑事法廷展示室、おおは比呂司記念室、ギャラリー、SIAFラウンジ等が設けられています。また、平成26年の札幌国際芸術祭では「札幌市資料館リノベーションアイデアコンペティション」が実施されました。しかし、札幌市資料館が今後どうあるべきかを考える、転換期を迎えています。札幌を代表する歴史的建造物として後世に引き継いでいくと共に、積極的な活用を図る基本的な考え方を定め、保存活用を計画的に進めるために「札幌市資料館保存活用基本計画」が策定されました。

機能の変化

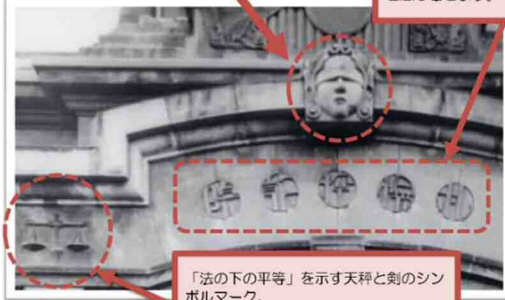
2章では権威性、3章では公共性のある建物について紹介しました。
旧札幌控訴院の“機能”の変化とは？

4 旧札幌控訴院(札幌市資料館)

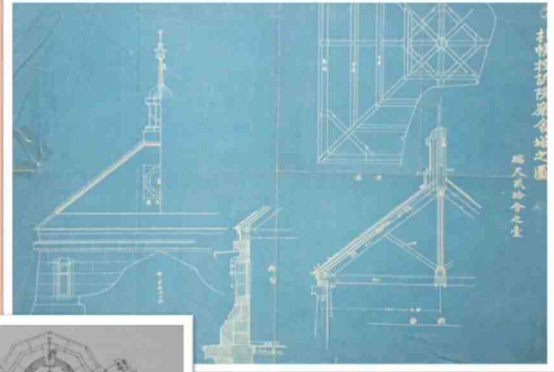
4-2 図面から見る旧札幌控訴院～外から見てみよう

目隠しをつけた女性は、法を司るギリシャ神話の女神「テミス」だといわれています。全国の控訴院の中で、女神の首像が彫られていたのは札幌だけ！

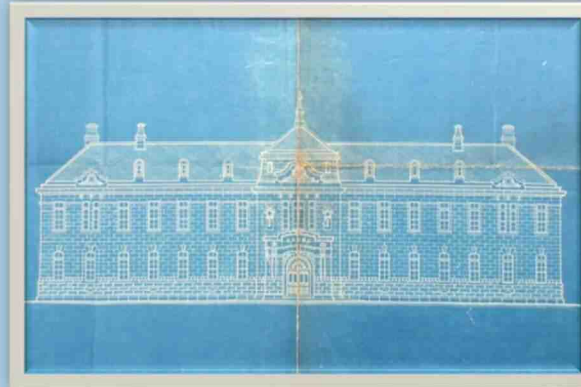
特徴的な丸文字。大正期モダニズムの高まりを感じさせます。



「法の下の平等」を示す天秤と剣のシンボルマーク。天秤は「公正さ」、剣は「正義」を表しています。



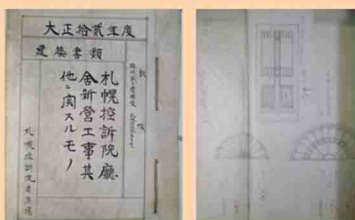
建物中央に位置する塔（上）と軒飾り（左）の図面。軒飾りの中心には菊の御紋がはめ込まれていました。



正面からみた札幌控訴院の図面



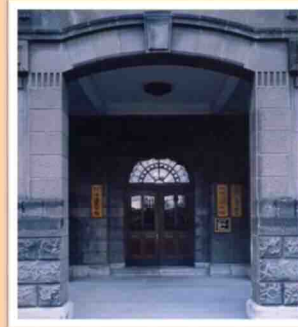
落成当時の札幌控訴院



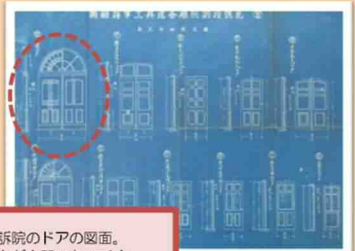
公文書に描かれた玄関のデザイン画(大正12年)



車寄せ部分の図面



現在の車寄せと正面玄関



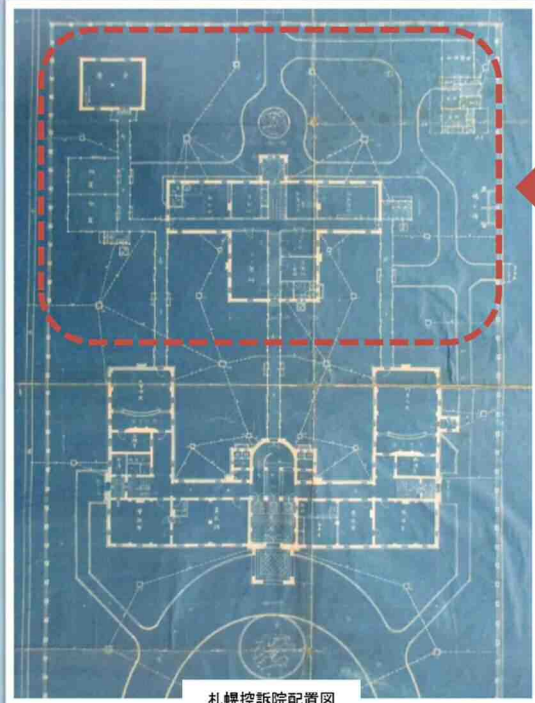
控訴院のドアの図面。左上が玄関のものです。

札幌控訴院は大正期モダニズムが最高潮に達した大正10年(1921年)に設計がはじまりました。

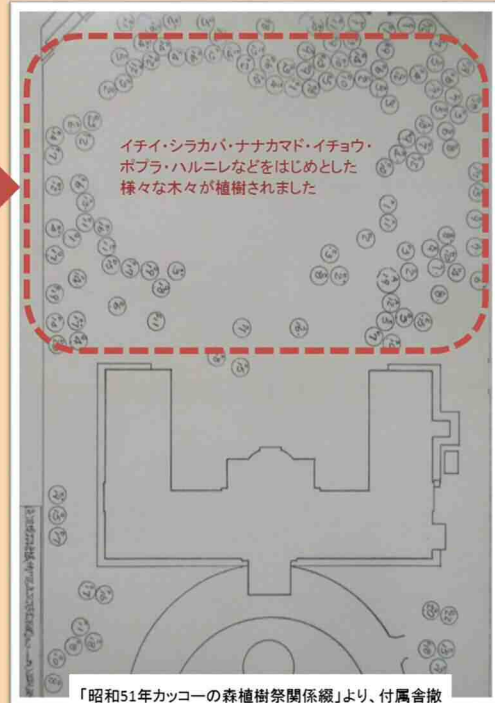
車寄せをはじめとする外壁は「札幌軟石」を使用しており、明治後期にみられる装飾の多い赤レンガ造りの建築物と比べて落ち着いた印象を与えてくれます。

4 旧札幌控訴院(札幌市資料館)

4-2 図面から見る旧札幌控訴院～カッコウの森にかつてあった建物



札幌控訴院配置図



「昭和51年カッコウの森植樹祭関係図」より、付属舎撤去後の植樹予定図

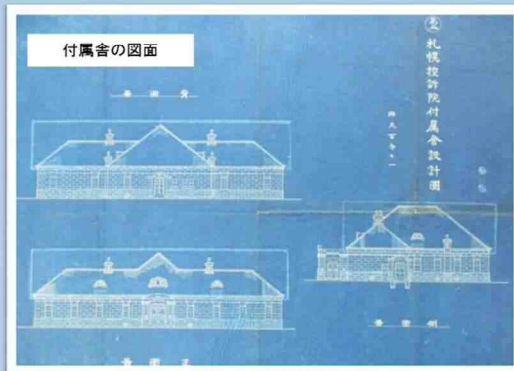
昭和22年（1947年）、裁判所法の公布により札幌控訴院は「札幌高等裁判所」へと名称を変更し、昭和48年（1973年）裁判所合同庁舎の完成にともなって移転することになりました。旧控訴院庁舎は札幌市へと移管され、庁舎の裏側に接続されていた訴訟関係人控室を含む付属舎はその際に取り壊されました。本庁舎は札幌の歴史や文化に関する資料を展示する札幌市資料館としてオープン、付属舎のあった裏庭には社団法人札幌青年会議所の呼びかけで、当時の小学校ゆかりの木が生徒の手によって植樹されました。「カッコウの森」と名づけられた裏庭は豊かな緑地帯が形成され、市民の憩いの場になるとともに、都市部の生物の育成空間としても機能しています。



控訴院完成時の付属舎(絵はがき)



「カッコウの森」記念植樹式の様子(昭和51年)



付属舎の図面



資料から見る札幌の建物 ～旧札幌控訴院(現札幌市資料館)～

2 図面から見る旧札幌控訴院 ～中に入ってみよう～

資料 図面から

手すり子飾り案

手すり子
資料

図面

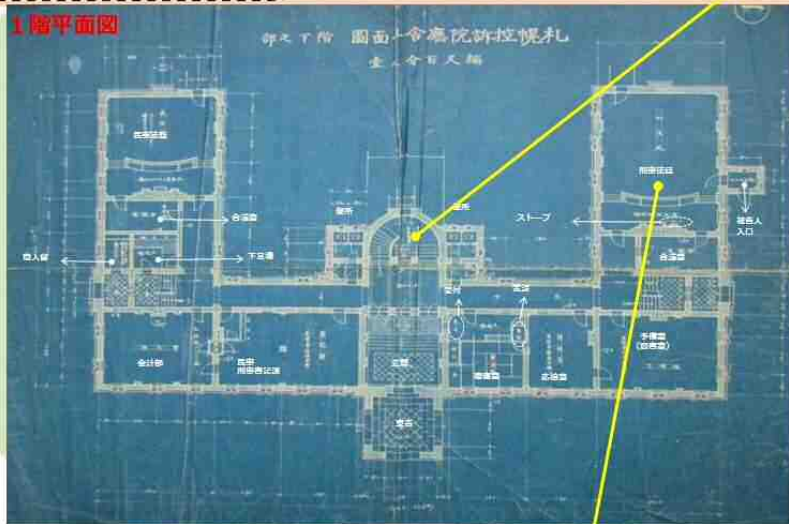
中央回り階段手すり子が現在のものと違う??

公文書館所蔵の旧札幌控訴院に関する資料・図面から、現在の手すり子と違うデザインが見つかりました。設計変更なのか、第二次世界大戦時に金属類を供出し改修されたのか、...?

現在

違う

中央回り階段



判事席背面のモチーフ

証人台

大正15年刑事法廷

上の写真は、『札幌控訴院新築落成記念』の絵葉書です。
左図面の「判事席背面」モチーフ中央の丸い飾りは、八咫(ヤタ)の鏡です。"真実を映し出す。"という意味が込められており、鏡のまわりの意匠は、桐の花をイメージしているようです。
鏡を曲む模様は、グリーク・キーパターン(ギリシャ筆紋)で、悪魔よけ、幸福のシンボルといわれています。

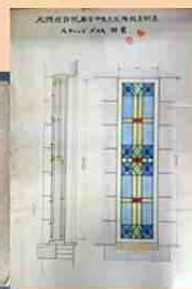
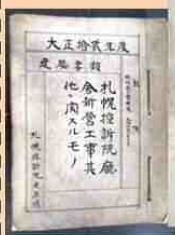
資料から見る札幌の建物 ～旧札幌控訴院(現札幌市資料館)～

2 図面から見る旧札幌控訴院 ～中に入ってみよう～

資料から

ステンドグラス圖案

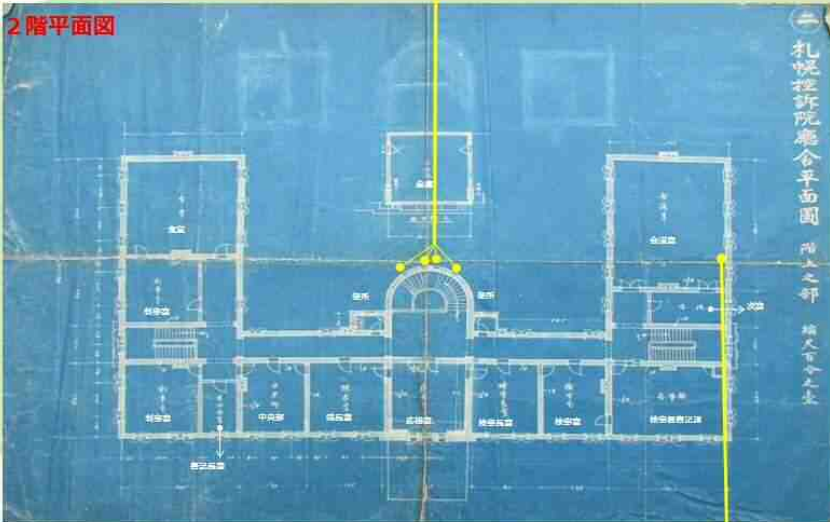
札幌控訴院
建築に関する公文書



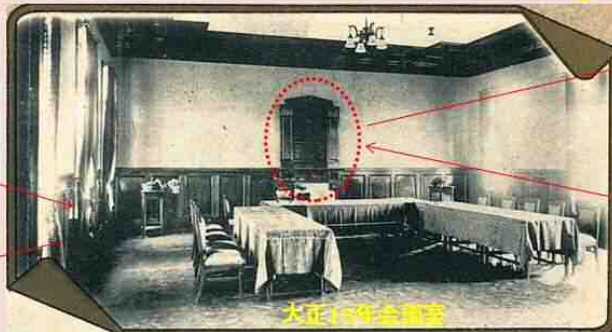
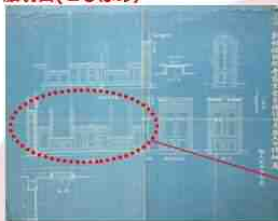
玄関を入り正面に、半円形の平面を巻き込むように上る階段や、半円形につぎだした階段室に青と黄色の地に赤がアクセントの“ステンドグラス”があります。二十世紀になって発生した、装飾性を配し、合理性、機能性を可能な限り追及した建築様式、大正期モダニズムを感じます。



ステンドグラス



腰羽目(こしはめ)









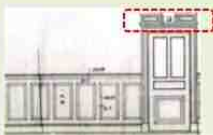
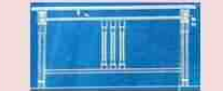







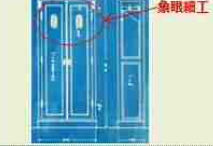
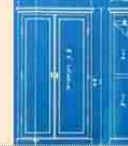
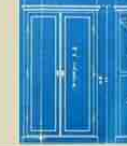
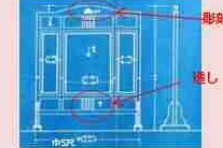
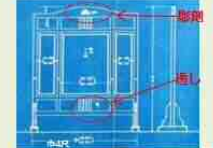



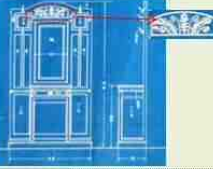


御眞影奉揚所・暖炉



上の写真は、『札幌控訴院新築落成記念』の絵葉書です。
左の図面は、ドアや腰羽目(壁の下部に張った羽目板)の図面です。部屋によって高さや形が違
うようです。会議室には、右図面のような、御眞影奉揚所がありました

資料から見る札幌の建物 ～旧札幌控訴院(現札幌市資料館)～

2 図面から見る部屋ごとの建具・器具(オフィス家具)の違い

 <p>2階 平面図</p> <p>廊下側入口ドア</p>	<p>① 応接室</p>  <p>木製飾り 欄間</p> <p>材質：檜材 欄間付 ドアの上に木製飾りあり</p>	<p>② 検事長室 (院長室)</p>  <p>違う</p> <p>材質：檜材 ドアの上に木製飾りあり</p>	<p>③ 検事室 (判事室)</p>  <p>材質：松材</p>	<p>④ 検事局書記課 (民事・刑事書記課)</p>  <p>材質：松材</p>
<p>腰羽目</p> <p>こしはめ：壁の下部に張った羽目板</p>	 <p>腰羽目 ドア 腰羽目</p> <p>欄間の高さまである腰羽目</p>	 <p>ドア上の木製飾りが廊下側ドアと違う</p>	なし	なし
<p>机・テーブル</p>	 <p>大テーブル1個・小テーブル2個</p>	 <p>天板：最上青色羅紗張り 脇机あり</p>	 <p>天板：上等青色羅紗張り 脇机あり</p>	 <p>天板：ベニヤ一枚板 脇机なし</p>
<p>椅子</p>	 <p>足部：車付 布張り：緞子張</p>	 <p>足部：車付 布張り：テレンプ張</p>	 <p>回転式 布張り：テレンプ張</p>	 <p>布張り：テレンプ張</p>
<p>法服掛 法服棚</p>	なし	 <p>象眼細工</p> <p>法服掛：象眼細工あり</p>	 <p>法服棚：掛け金具4個</p>	 <p>法服棚：掛け金具6個</p>
<p>衝立</p>	 <p>彫刻 極し</p> <p>検事長室と中が違う</p>	 <p>彫刻 極し</p> <p>応接室と中が違う</p>	 <p>彫刻あり</p>	 <p>帽子掛兼衝立</p>
<p>帽子掛</p>	 <p>象眼細工あり</p>	 <p>象眼細工あり</p>	 <p>彫刻あり</p>	 <p>帽子掛兼衝立</p>

※パネルは、札幌市公文書館所蔵図面によるものです。このほかにも建具・器具があります。図面をご覧ください。

4 旧札幌控訴院(札幌市資料館)

4-3 特定重要公文書「旧札幌控訴院工事関係資料」建築図面の整理について

札幌市公文書館で所蔵している特定重要公文書「旧札幌控訴院工事関係資料」のうち特に建築図面類について、再整理の内容を紹介します。我々専門員が資料をどのように扱い、資料とどう向き合っているのか、日々の仕事の一端を知ってもらえればと思います。

まず、札幌市公文書館に所蔵している特定重要公文書とは、札幌市が業務に使用しなくなった文書のうち、市政上重要なため永久保存しているものを言います。この世に2つとない、1点ものの資料です。

今回紹介する特定重要公文書「旧札幌控訴院工事関係資料」は、図面類だけで350点以上にのぼります。その他工事日誌簿などを含む約70点の簿冊群があります。これら図面類と簿冊群を合わせて1件として登録しています。

また、この図面類と簿冊群が特定重要公文書として登録される以前から、当館には大型図書として「札幌控訴院庁舎新築工事設計図」という複製(コピー)の資料を所蔵していました。大量の図面類が発見されるまでは、これが当館唯一の控訴院建築図面資料でした。

特定重要公文書に登録されるまでの経緯 公文書館の未整理資料から、大量の控訴院建築図面を発見！

札幌市文化資料室が旧札幌控訴院(札幌市資料館)から現在の旧豊水小学校に移転してから8年、平成25年7月に文化資料室は札幌市公文書館になりました。平成26年7月から開催された札幌国際芸術祭のイベントに向けた調査の一環として、旧札幌控訴院に関する公文書館所蔵の未整理資料群を調査・整理しました。その作業過程で、当時の専門員が大量の図面を発見しました。このうち多くの図面が、大正時代の札幌控訴院新築に関する図面と判明したのです。その後、それらの図面類の整理が進められました。

Q、所蔵資料の整理とはどんな作業？

A、目録という、もの名前やその内容、数量などをある秩序に則って並べた一覧を作成し、もの1点1点に番号を振る(番号が書かれたラベルシールを貼り付ける)作業を指します。同時に資料の研究も行います。

ここがポイント

Q、以前に一度整理は済んだのに、今回再整理が必要となった理由は？

A、利用者にスムーズに提供できるような状態ではなく、資料の理解が不十分だったためです。

目録作成や研究などによって資料を理解することは、当館を利用する方へのよりよいサービスと資料の活用につながります。

整理する前に・・・

図面の素材や種類を知った上で、慎重かつ適切に扱うことが重要



▶マイラー図面
(第二原図とも言う)

マイラーとは樹脂でできた半透明のシートのこと。耐久性が高い。



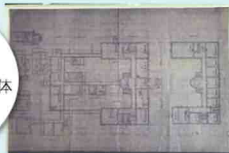
▶青図
(サイアノタイプとも言う)

文字・線が白く、画面全体が青いのが特徴。



▶青焼き
(ジアノタイプとも言う)

文字・線が青く、画面全体が白いのが特徴。昭和30年代に普及。



今回扱った図面類には、上記3種類が多く含まれていました。その他、和紙、トレーシングペーパーなどが用いられています。

公文書館の保存対策(保管の際に気をつけていること)

- ▶日頃の温湿度管理
- ▶光にさらされない専用のキャビネットでの保管

再整理スタート時の図面の状況

そもそも特定重要公文書として登録する際に図面類の目録作成は済んでおり、1つのクリアファイルに数枚～十数枚収納された状態でした。

しかし、ファイルそのものに番号はあったものの、図面1点1点に個別の番号がありませんでした。

ファイルの数は29、図面は全部で350点以上あります。1点ずつに番号がなければ「取り出しにくく、戻しにくい」ため、業務のミスにもつながります。

手順としては今回の整理の方針を決め、その上で目録を作成し、番号のついたラベルシールを順番に貼り付けていくことにしました。

再整理前の状況

ファイル1	旧札幌控訴院新築工事関係 主に青図
ファイル2	
ファイル3	
ファイル4	
ファイル5	
ファイル6	
ファイル7	
ファイル8	
ファイル9	
ファイル10	
ファイル11-1	
ファイル11-2	
ファイル11-3	

ファイル12 旧密城控訴院 青図

ファイル13	旧札幌控訴院 マイラー
ファイル14	旧札幌控訴院 マイラー
ファイル15	旧札幌控訴院家具類 マイラー

ファイル16	旧高等裁判所改修工事、 札幌市資料館改修工事関係 青焼き、トレーシングペーパー等
ファイル17	
ファイル18	
ファイル19	
ファイル20	
ファイル21	
ファイル22	
ファイル23	
ファイル24	

ファイル25 旧控訴院に直接の関連なし
大通電話局、札幌市現況図等

ファイル26	図書として登録していたが 特定重要公文書として登録替えしたもの
ファイル27	
ファイル28	
ファイル29	

4 旧札幌控訴院(札幌市資料館)

4-3 特定重要公文書「旧札幌控訴院工事関係資料」建築図面の整理について

では図面再整理の結果どう変わったのでしょうか。ただし今回の整理で完成という訳ではなく、限られた時間の中で行った作業だったため、今後も検討の余地は残っていると思います。また、今回の作業を通してうまれた2つの仮説について説明します。

再整理前の状況	今回の再整理
ファイル1 ファイル2 ファイル3 ファイル4 ファイル5 ファイル6 ファイル7 ファイル8 ファイル9 ファイル10 ファイル11-1 ファイル11-2 ファイル11-3 旧札幌控訴院新築工事関係 主に青図	ファイル11 ファイル12 ファイル13 旧札幌控訴院マイラー 旧札幌控訴院マイラー 旧札幌控訴院職員類 マイラー マイラーは、原図に対して「第二原図」とも呼ばれる。また索引がつけられており、索引通りほぼ一式揃っている。 利用者にスムーズに提供するために
ファイル12 旧宮城控訴院 青図	ファイル4 ファイル5 ファイル6 ファイル7 ファイル8 ファイル9 ファイル10 ファイル11 ファイル12 ファイル13 ファイル14 ファイル15 ファイル16 旧札幌控訴院新築工事関係 主に青図 青図はマイラーと同一の図面が多く、枚数も多い。
ファイル13 旧札幌控訴院 マイラー ファイル14 旧札幌控訴院 マイラー ファイル15 旧札幌控訴院職員類 マイラー	ファイル17 ファイル18 ファイル19 ファイル20 ファイル21 ファイル22 ファイル23 ファイル24 ファイル25 旧高等裁判所改修工事、札幌市資料館改修工事関係 旧高等裁判所改修工事、札幌市資料館改修工事関係 青焼き、トレーシングペーパー等
ファイル16 ファイル17 ファイル18 ファイル19 ファイル20 ファイル21 ファイル22 ファイル23 ファイル24 旧控訴院に直接の関連なし 大通電話局、札幌市現況図等	ファイル26 旧控訴院に直接の関連なし 大通電話局、札幌市現況図等
ファイル26 ファイル27 ファイル28 ファイル29 図書として登録していたが特定重要公文書として登録替えしたものと ※若干の調整により全体のファイル数が増えた	ファイル27 ファイル28 ファイル29 ファイル30 ファイル31 ファイル32 ファイル33 図書として登録していたが特定重要公文書として登録替えしたものと 旧札幌控訴院時代資料形態・保存的観点から文書箱より別置 旧宮城控訴院 青図 宮城控訴院の青図は付属資料として考える。 新たな目録ができたのち、図面の裏面に個別の番号ラベルを貼りました。 これでようやく、適切に図面を出し入れできる状態になりました。

資料整理は、資料整理の原則(現秩序尊重の原則)に則って進められ、その秩序には理由があります。それによりできた目録、つまり資料リストは単なる一覧表ではないのです。

資料の理解

《仮説1》マイラー・青図・大型図書の関係性

右側の3枚の写真について、上からマイラー図面、青図、大型図書です。マイラーはその用途として管理・保管用、青図は現場用であったと考えられます。大型図書の中は、図面のコピーを製本したものです。

まず、マイラー図面と大型図書の内容を見比べた際、ほとんど同一ではないかという印象を受けました。これを証明するため、大型図書1ページずつに同一と思われるマイラー図面を重ね合わせてみました。するとその多くが一致することが分かりました。つまり、マイラー図面も大型図書も「ある一式の図面」がもたらした複写物だと考えられます。

さらに、この「一式の図面」とは今回扱った青図である可能性もあります。また、札幌高等裁判所でも青図を保管しており、それである可能性もあります。もしくは、どちらでもない別の可能性もあるでしょう。

別の可能性という意味では、そもそも青図ではなく、原図からの複写であるとも考えられます。マイラー図面や大型図書をよく観察すると、図面のシワは青図の厚さではない、より薄い紙によるシワではないかと考えられるのです。原図自体、和紙のような薄い紙に描いたのではないかとと思われるので、原図からの複写である可能性も捨てられません。

このように、これらの資料の相互関係から、資料が物理的にどのように発生したのか様々な推測ができます。

【大型図書について】
先にも触れたように、札幌控訴院新築に關わる図面・簿冊群が特定重要公文書として登録される以前から、公文書館には、大型図書として「札幌控訴院庁舎新築工事設計図」という複写(コピー)資料を所蔵していました。この図書の存在が、《仮説1》を理解する上で重要なポイントとなります。

図：専門員が行った図面整理により考えられるマイラー・青図・大型図書の関係性

同定作業により大半がほぼ一致することが判明。(シワ・汚れ・折り目等の個性を判断)

つまり

同じ図面からうまれた複写物

ある一式の図面

原図?

青図と「ある一式の図面」は同一かも。もしくは札幌高裁の青図? はたまたま...

《仮説2》宮城控訴院の青図が含まれている理由

宮城控訴院は大正7年7月着工、14年3月に竣工しました。札幌控訴院は大正15年8月に竣工したので、宮城控訴院は札幌控訴院にとって最も近い時期に新築された控訴院と言えます。ではなぜ札幌に宮城控訴院の図面が残っているのでしょうか。最も自然な考え方として、おそらく直前に完成した宮城控訴院の図面を札幌控訴院新築の際参考にするため取り寄せたのではないのでしょうか。

また、宮城控訴院の庁舎は残念ながら現存していません。仙台高等裁判所によると、宮城控訴院の当時の図面は現在所持していないといます。よって、公文書館所蔵のこの図面は、当時の宮城控訴院の姿を伝えるものとして大変貴重な資料といえます。

写真：宮城控訴院及び山台地方・区裁判所新築設計図平面図

札幌市公文書館年報
平成30年度(2018年度) 第6号

市政等資料番号	01-A01-19-1352
関係部局保存期間	1年

令和元年7月発行

編集・発行

札幌市総務局行政部公文書館
〒064-0808 札幌市中央区南8条西2丁目
☎(011)521-0205 FAX(011)521-0210
URL <http://www.city.sapporo.jp/kobunshokan/>